

審 第 4 8 9 4 号 - 1

答 申 第 6 1 6 号

令 和 7 年 2 月 5 日

千葉県公安委員会

委員長 飯 田 浩 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年1月26日付け公委（印警）発第1号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第1157号

令和3年11月5日付けで審査請求人から提起された、令和3年10月12日付け印警発
第91号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年9月27日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「印西署長が作成または保有する以下の行政文書（※第27回関東大学女子駅伝対校選手権大会＝「駅伝」と称する。）1 雑踏（交通規制）警備（駅伝）（1）警察（印西署長）が作成した行政書類（2）駅伝に関し主催者が作成し、関係者会議（または郵送）で警察が収集した以下の書類・駅伝車両運行マニュアル・通過予想時刻・出場選手・学生配置図・関係者会議開催について（連絡文）・その他会議において配布された駅伝に関する書類（3）印西市長が警備を依頼した警備業者が作成し、会議（または郵送）で警察が収集した以下の書類（例 警備計画書や警備員配置図など）・警備仕様書・自主警備計画書・その他会議で警備業者が配布した駅伝に関する書類（4）印西市長が作成し、警察が収集した同大会に関する書類（会議案内状、座席表等も含む）・駅伝に関する通知文・駅伝関係者会議式次第・駅伝関係者会議出席者名簿 2 駅伝本大会中止連絡に係る書類一式 多少名称が異なれど、同一と思われるものに付き回答をお願いします。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、電話受理用紙（署長決裁用）（以下「本件対象文書」という。）を特定し、令和3年10月12日付け印警発第91号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年11月5日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

文書の開示を求める。

何らかの理由で遅延のため未作成であれば作成後速やかに文書の開示を求める。

収集した他官庁及び他団体の行政文書を廃棄したのならば再度収集し開示を求める。今後このようなことがないように行政文書の取扱いに留意し規定を改めるなど必要な措置をとり保存する。

2 審査請求の理由

請求人は印西署長が保有する関東大学女子駅伝対校選手権大会に関する雑踏警備または交通規制実施の行政文書の開示を求めたが本大会は9月26日に予定されていたが諸般の事情で9月13日に中止が決定したため印西署は中止決定書や大会の案内書を含む一切の書類を取得せず、13日前に中止が決定したため警察は一切の書類を作成していないとの実施機関からの回答であった（ただし電話受理用紙1枚のみ公開）。

印西署に対する印西市長からの関係者会議の案内状や主催者からの挨拶状等の行政文書を保有していないのはおかしいと指摘する。印西市長及び主催者は9月12日までは開催するつもりで準備をしていた。当然印西署もそうであると思料する。毎年、8月9月にかけて会議（ZOOM会議を含む）が行われていてその案内状が郵送またはFAXで送付され受理した関係機関は文書で回答をする。受理も発信も印西署がしていないのは疑問である。尚、関係機関宛てに主催者等は案内状を発信している。受信していないとなると主催者側にお伺いを立てるのが本来ではないか。また、9月13日に中止にならなかった場合は9月26日の交通規制本番にどのように挑んでいたのだろうか。準備不足でありとうてい交通規制が行うことはできないので打合せ等の行政文書は存在していると考えるのが妥当である。また、主催者等が作成した仕様書や配置図などの書類は印西署以外の関係者はすでに作成している。そして関係機関に配布している。

印西署が保有していない理由として、「行事が中止（厳密には千葉県以外の別県で開催）になった」という事をあげている。しかし、毎年駅伝のコースが変わっておりそれにより交通規制や路線バスの迂回など警察抜きで行われることはあり得ない。

平成13年に起きた兵庫県の明石花火大会歩道橋事故を教訓に、警備業法と国家公安委員会規則が改正され、警備業務検定に従来の常駐警備、交通誘導警備等に加え、雑踏警備が新設された。兵庫県警では事前の警備計画の協議が不十分だったことや、7か月前の平成12年12月31日に行われた「世紀越えカウントダウン花火大会」

の警備計画書をほとんど丸写しにしている、さらにその計画書もコンサートなどのイベント用に設計されたものを流用しており、「世紀越えカウントダウン花火大会」の開催時（約5万5000人が参加）にも同様の滞留が起きて軽傷者が出ていた。約15万人から20万人の参加者が予想されていた本大会には、この問題点が生かされていなかった。

この教訓から警備業者や主催者はもちろん都道府県警察は雑踏が集まるような事案に対して、念入りな事前準備が必要だという共通認識をとり、念入りな実査（現地踏査）や打合せ等行うようになっていいると考えるのが妥当である。当然印西署においても共通認識であろう。

それなのに、ギリギリまで印西署が資料を作成しないばかりか現地踏査（実査）を行わず、なんら書類を作成していないというのは明石の雑踏事故を全く教訓とせず、雑踏警備（交通規制も含む）を軽視しているということになる。

また、印西署は道路使用許可は2日前までにいせばよいといっているが、いきなり2日前にこのコースで駆伝大会をやりたいなどと申請しても通るはずがなく、印西署は前もって打合せをするようにと主催者側（印西市または連盟）に教示している。行事は結果的に中止になったがそれは結果論であり警察だけが中止を決定できる立場がなく、もし、中止ありきで予算を組んでいたとしたら印西市及び関係団体の不適切な公金使用などの問題が出てきてそれはそれで追求しなければならなくなる。

よって中止になったのは偶発的で警察は事前にそれを知らなかったと思われる。となるとそれまでの行政書類はどうなったのだろうか。尚、当該行事はギリギリまで開催予定で全ての関係者は動いて関係者は打合せをしていたことを確認している。中止の経緯は一部HP上に掲載されているのでご参照願いたい。

また、今年の分を保有していないとなると過去の行政文書はどうなっているのかという問題がある。昨年はコロナであらかじめ中止となったが、それでも開催中止の決定文は存在する。

当該行事に関する行政書類を全て廃棄してしまったら今後の同行事の行政文書の作成や関係者会議の対応または、主催者側からの質疑応答にどのように対処するのか。毎年一から書類を何も見ずに作成するとなると莫大な労力がかかりその労力は無意味な事となり過去の文書を保存しておけばそれを参照できる訳なのであえて試練を与えるように一から文書をつくるようなことは業務省力化にならずそれによって超過勤務や休日出勤が発生するとなると一市民としてそれは許せないということとなる。

それ故に仮に百歩譲り印西署が主張するように、今年の資料を全く保有していない

のならば、当該大会の実施要領はコースや時間、交通規制が毎年変わるおそれがあり大会終了1年後、今年のようにコロナの影響などで中止になった場合、前回実施から1年たったため昨年の資料を捨てることは昨年から数えて2年後に大会を開催する際に警察が保有している資料が全くなり運営側に対して警察は具体的な指示が出せないし、事前打ち合わせ会議の際にも困ると思われ、それでも印西署は1年がたったのならば廃棄すると主張するのは無理がある。廃棄してしまったら警察のたたき台は何もなくなってしまい警察以外の団体にまで影響がある。

以上のことから印西署が行政文書を作成していないまたは保有していないというのは信じることができず、どの書類を保有しているのかはという間に全部の書類名を指示することは不可能であるが、いずれにしろ当方が開示要求をした書類は少なくとも存在する。

それでも文書を全く入手せず作成もしていないというのならば印西署、千葉県警察の雑踏警備に対する姿勢が疑問視されることになる。ということは行政文書は保有していると考えるのが一般的な見解である。よって速やかな行政文書の開示を求めるものである。委員の先生方に審査を願いたい。

3 反論書の要旨

実施機関は、対象文書は印西署長が作成した「電話受理用紙」と説明している。この書類が私が開示請求をした行政文書の一部であることは異論がない。

ただし、記載内容が「駅伝大会の中止」連絡の記載だけになっていることに反論をする。

陸連は、各会議出席者などの関係者に連絡手段として、電話を用いることはある。今回の中止決定についても、そうであった可能性がある。しかし、それに付随して文書にて連絡もしている。また、この中止連絡のほかにも、大会の日程の連絡、会議の連絡、その他の交通規制などのお伺いなどの連絡や質問を電話で行っていることが予想される。しかしながら、中止連絡のみ行政文書として存在することは不自然である。

また、私が委員長に提出した審査請求書にも書いたが、千葉県警察が他の機関（陸連、市、警備業者、バス会社など）から収集した書類や、警備や交通規制に向けての書類がなくてはならないし、中止になったのは結果論であり中止でなかった場合には書類がなければ大会は警察の書類不備などの不手際で開催不可能であろう。

実施機関が行政文書を開示しない理由は不明だが、数日前に中止となった行事の行政文書が電話受理の書類1枚を除き全く存在しないことは、信じがたい。

よって、委員長の開示命令の判断が下されることを願う次第である。

尚、参考までに印西署が保有していると思料される行政文書を添付する。尚、この添付文書は過年度のもので令和3年度の文書ではない。しかし、今年度もこれと内容は一部違うかもしれないが同様のものを関係者が作成している。

- ・印西市役所が作成した仕様書のコース図の一部 関係者に配布しているもの（HP上には公開していない）
 - ・警備仕様書の1ページ目 業者が作成し陸連、市、警察に配布したもの
 - ・陸連作成の案内状の中身（送付のご案内） 関係者に連絡の都度郵送するもの
- 以上のことから千葉県警察が保有している行政文書を何らかの理由により開示していないことは委員会の先生方ご理解いただけたと思う。

第4 実施機関の弁明要旨

1 趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 決定の内容及び理由

（1）決定の内容

本件請求を受け、本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

（2）不開示部分及び不開示理由

ア 受話担当者欄の氏名（以下「本件不開示部分1」という。）

警部補以下にある警察官の氏名であり、条例第8条第2号及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第66号。以下「規則」という。）で定める警察職員の氏名に該当するため。

イ 送話担当者欄の役職名及び氏名（以下「本件不開示部分2」という。）

個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、主催者と千葉県警察との信頼関係が損なわれるなど、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第2号及び同条第6号に該当するため。

ウ 受話担当者欄の電話番号（以下「本件不開示部分3」という。）

一般には公表されていない警察電話の内線番号であり、公にすることにより、当該警察電話の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察通信の正常かつ能率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号に該当するため。

3 弁明の内容

(1) 対象文書の特定について

実施機関において、審査請求人が開示を求める行政文書を検索した結果、千葉県印西警察署が、「電話受理用紙（署長決裁用）」を保有していたことから、同文書を対象文書として特定したことに誤りはない。

なお、実施機関は、対象文書以外に、第27回関東大学女子駅伝対校選手権大会（以下「本件駅伝大会」という。）の主催者である関東学生陸上競技連盟が作成し、実施機関に提出された同大会の要項を保有していたが、同要項は上記連盟のホームページに掲載されていたため、審査請求人に対し、同要項を開示請求する行政文書とするか否かについて、確認したところ、同人は、ホームページから閲覧できるのであれば不要である旨を申し立てたことから、実施機関は、同要項を本件請求の対象外としている。

(2) 本件不開示部分1について

条例第8条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、一定の除外事由がある場合を除き、原則として不開示とすることを規定している。

一定の除外事由として、同号ただし書で、

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団体名、所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称並びに氏名

については開示することを規定している。これは、同号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされているなどの情報及び開示することに公益的理由のある情報等について、例外的に開示するものを定めたものと解されている。

また、「警察職員であつて規則で定めるものの氏名」について、規則では第1号「警

部補以下の階級にある警察官」、第2号「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定め、その氏名を開示しないことを規定している。

本件不開示部分1は、規則で定める職員の氏名に該当し、また、同号ただし書の不開示情報の例外として規定している情報には該当しないことから、同部分を不開示とした本件処分に誤りはない。

(3) 本件不開示部分2について

条例第8条第2号の趣旨は、上記(2)のとおりである。

本件不開示部分2は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号に該当する。

また、同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号イからホまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、同号イからホまでに掲げた事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような事務又は事業であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得るものであると解されている。本件不開示部分2は、主催者側の責任者以外の職員に関する情報であり、これを公にすれば、主催者と千葉県警察との信頼関係が損なわれるなど、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから同号に該当する。

したがって、同部分は、条例第8条第2号及び同条第6号に該当することから、不開示とした本件処分に誤りはない。

(4) 本件不開示部分3について

条例第8条第6号の趣旨は、上記(3)のとおりである。

本件不開示部分3については、警察電話を用いて他所属又は他係の担当者等と警察業務に関して連絡調整を図ることは、「同種のものが反復されるような事務」に該当する。警察電話の内線番号は一般に公表されておらず、公にすることにより、当該内線番号の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察通信の正常かつ能率的な運営及び業務の円滑な遂行に支障を来すおそれがあることは明らかであり、同号に該当することから、同部分を不開示とした本件処分に誤りはない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、印西警察署が、関東学生陸上競技連盟から電話を受けて作成した文書である。

2 本件決定における不開示部分について

実施機関は、本件対象文書に記載されている情報のうち、受話担当者の欄における氏名及び電話番号並びに送話担当者の欄における役職名及び氏名を不開示とする決定を行っている。審査請求人は文書の開示を求めていることから、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 受話担当者の欄における氏名について

当該氏名は、警察職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文に該当するが、氏名については電話にて対応した担当者として記載されていることから、同号ハに規定する公務員における職務の遂行に係る情報であると認められる。

しかしながら、当該警察職員は、警部補以下の階級にある警察官であることから、当該氏名は、同号ハ及び規則第1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 受話担当者の欄における電話番号について

当該電話番号は、各警察機関で使用されている内線番号であり、一般に内線番号は、その組織間で連絡を効率的に取り合うために利用されるものであることから、これを公にすると、いたずら、偽計等に使用されることも否定できず業務に支障が生じるなど、当該警察機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該電話番号は、同条第6号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 送話担当者の欄における役職名及び氏名について

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第6号について判断するまでもな

く、不開示とすることが妥当である。

3 本件決定における対象文書の特定について

(1) 審査会における調査の結果

審査請求人は、本件決定について、上記第3のとおり対象文書が電話受理用紙1枚を除き全く存在しないことは信じがたいと主張する。これに対して、実施機関は、上記第4 3 (1) のとおり電話受理用紙を対象文書として特定したことに誤りはない、と主張するのみであったため、当審査会は、対象文書の特定について必要な情報を十分に入手できるよう、後掲第6のとおり、条例第23条第4項の規定による調査を実施機関、審査請求人の順で行った。その際の実施機関の説明及び審査請求人の意見は以下のとおりである。

ア 実施機関の説明

- (ア) 本件駅伝大会は、観覧できる場所が広範囲にわたり、特定の範囲に不特定多数の観覧者が集中することが予想されないことから雑踏警備として扱われておらず、雑踏警備に関する書類は作成及び取得しておらず、保有していない。
- (イ) 通常、駅伝大会が開催される場合、大会開催日の1か月程度前に関係者会議が開催され、交通規制図等を含む実施計画書が作成される。しかし、本件駅伝大会の開催に当たっては、令和3年8月に千葉県内に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、9月末まで発令期間が延長されたことから、関係者会議が開催されなかったため、これらに関する書類は作成及び取得しておらず、保有していない。
- (ウ) 本件駅伝大会の中止の連絡は、大会主催者から電話があったのみであり、文書等の受領はなかった。

イ 審査請求人の意見

- (ア) 実施機関は新型コロナウイルス感染症を完全に全ての言い訳にしている。新型コロナウイルス感染症が流行している状況であるからこそ、オンライン会議や書面での打ち合わせなど、綿密に開催されるべきである。警備に関する入札が令和3年6月に印西市にて行われており、それ以前に印西市から警備仕様書というものが、当然警察には渡されているはずである。それには前年度の反省点、コースの変更等の打ち合わせの内容があり、それが終わった後に、入札をかけるので、その書類が全く存在しないというのはありえない。オンライン会議や電話、FAXなどのやりとりがあれば、もっと書類が増えるはずで、倍増すべきと考えている。それらが全くないのは非常に不自然である。

(イ) 本件駅伝大会の警備運営は、印西市の入札であった。仮に警察を含む警備会社関係者が、入札時点で中止を知っていたならば、入札した警備会社は、当然書類は作らず、実査も何もせず、ただキャンセル料、運営費、入札費用の全額が入り、ぼろ儲けとなる。そうでないのなら、警察は他の機関に書類の作成を促したり、会議はまだかと連絡をしたり、道路使用許可等に関して、何らかのアクションをしてもよいのに、全くそういうことをしていないのは、全ての機関が中止を始めから知っていたと考えるのが自然である。もし入札前に、本件駅伝大会の中止が前提となっていたのならば、それは入札に関して談合などが疑われると思う。

(ウ) 印西市に本件駅伝大会をやるのか、やらないのか電話で問合せをしたが、ギリギリまで市長はやるつもりだとの回答を得た。当然、警察もギリギリまで開催を前提で計画していたと思われる。

(エ) 他府県の警察本部などにも情報公開請求しているが、非常にたくさんの書類が開示される。電話受理簿や打ち合わせの記録などが開示される。千葉県警に関しては、開示される書面が極端に少ない。私はそれがすごく不自然に感じる。

(2) 本件決定の妥当性

上記(1)イのとおり、審査請求人は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下であっても本件駅伝大会は開催を前提で計画されており、それらの文書が全く存在しないのは非常に不自然であり、対象文書は開示された文書以外にも存在すると主張している。しかしながら、上記(1)アにおいて実施機関が説明するとおり、雑踏警備として扱われていないという本件駅伝大会の性質や、通常であれば、本件駅伝大会の関係者会議が開催される時期である令和3年8月に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が出されており、本件駅伝大会が開催されるかどうかの不透明であったという当時の社会的状況等を考慮すると、本件請求に係る行政文書として、本件対象文書以外に対象文書は存在しないという実施機関の説明に不自然及び不合理な点はなく、本件決定における対象文書の特定は妥当と認められる。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

実施機関の本件決定は、妥当である。

6 附言

審査請求人が主張する対象文書の特定の問題において、実施機関は弁明書の中で十分な記載をしておらず、審査会で口頭意見陳述等を行い確認する必要が生じた。

対象文書の開示・不開示のみならず、対象文書の特定について審査請求人が主張している場合には、その点についても十分な弁明を行うことが審理の長期化を避ける意味でも望ましいと考えられる。

今後、実施機関においては、審査請求の趣旨及び理由を踏まえて弁明書を作成されるよう附言する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年 1月 26日	諮問書の受付
令和 4年 2月 2日	反論書の受付
令和 6年 7月 18日	審議
令和 6年 9月 26日	審議 条例第23条第4項の規定による実施機関の意見陳述
令和 6年11月 19日	審議 条例第23条第4項の規定による審査請求人の意見陳述
令和 6年12月 24日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 林 啓 吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横 田 明 美	明治大学法学部専任教授	

(五十音順)